

2016年(平成28年)8月22日

藤沢市議会議長 佐藤 春雄 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について(答申)

2016年(平成28年)4月18日付けで諮問された「2016年3月10日議会運営委員会開催が遅れた理由が検証できる文書(会議録、議会事務局職員メモ、音声データ等)。なお、音声データの場合はCD-R要望」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市議会(以下「実施機関」という。)が「2016年3月10日議会運営委員会開催が遅れた理由が検証できる文書(会議録、議会事務局職員メモ、音声データ等)。なお、音声データの場合はCD-R要望」の行政文書公開請求に対し、2016年(平成28年)4月8日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は2016年(平成28年)3月28日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、「2016年3月10日議会運営委員会開催が遅れた理由が検証できる文書(会議録、議会事務局職員メモ、音声データ等)。なお、音声データの場合はCD-R要望」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求について、3月10日の議会運営委員会については、当初午前9時30分の開会を予定していたが、急遽、新聞報道(副市長人事)について各派代表者会議を開催することとなったため、同会議終了後の午前10時30分に開会したものであり、議会運営委員会の開催時間の変更については、正副議長及び議会運営委員会の正副委員長と口頭で協議を行っているが、

文書等の記録は作成しておらず不存在であるとして、審査請求人に対し4月8日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- (3) 審査請求人は同月11日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は同月18日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消すとの裁決を求める、というものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び補充意見書並びに口頭意見陳述によると、審査請求の理由は次のとおりである。

ア 平成28年2月定例会運営日割には、3月10日本会議開催時刻は午前10時とあるが、実際の開催時刻が午前11時となった。しかしながら、市民に対して何の説明もなく、開催時刻を変更していた。審査請求人は「本会議開催が遅れた理由が検証できる文書」を情報公開請求する予定であったが、議会事務局職員の説明で議会運営委員会開催時刻が遅れたことが判明したので、平成28年3月28日付けで行政文書公開請求内容を変更して提出した。

2016年4月8日付け行政文書公開拒否決定通知書（以下「決定通知書」という。）拒否する理由では「3月10日の議会運営委員会につきましては、当初午前9時30分の開会を予定しておりましたが、急遽、新聞報道（副市長人事）について各派代表者会議を開催することとなったため、同会議終了後の午前10時30分に開会したものです。なお、議会運営委員会の開催時間の変更については、正副議長及び議会運営委員会の正副委員長と口頭で協議を行いましたが、文書等の記録は作成しておらず、不存在です。」とするが、経過説明のみで、不存在の法的根拠を示さず拒否することは違法に近く、条例第12条（理由付記等）第1項の「この場合において、当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」に該当し、理由付記が不十分で瑕疵ある行政処分である。

藤沢市議会基本条例第3条第2項には「議会活動及び市政に関する情報を積極的に公開し、市民に開かれた議会運営を行うものとする。」とあり、さら

に、藤沢市行政文書取扱規程第3条は「事務は、行政文書によって処理することを原則とする。」とある。決定通知書によれば、当日各派代表者会議が開催されており、議会事務局職員が職務として立会っているのであるから、当該請求時に審査請求人に説明すべきであった。本会議開催を遅らせるまでの原因となった各派代表者会議開催理由（誰の判断か、どんな根拠規定によるのか等）を、実施機関は市民に説明する義務があり、市民は知る権利がある。故に、実施機関は、審査請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる情報について、あらためて公開する決定をすべきである。

イ 実施機関の非公開理由説明書「2. 本件に至るまでの経過」について、審査請求人の3月28日付け行政文書公開請求書では「本会議開催」から「議会運営委員会開催」に修正した経過説明がないのは不当である。

実施機関の非公開理由説明書「4. 審査請求の理由に対する反論」について、条例第1条「この条例は、地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市民の知る権利を保障し、市政を市民に説明する責務を全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もつて市政に対する市民の理解を深め、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。」とあり、無形の情報自体に対する開示請求権を認めている。

条例第2条「(1)実施機関の保有する情報は、積極的に提供するように努めること。」とあり、さらに、条例第29条「実施機関は、この条例に定める行政文書の公開と併せて、情報提供施策の拡充を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。」とある。条例の中核部分が情報開示請求制度であることはいうまでもないが、情報提供制度も含めた「情報の公開の総合的な推進」により、説明責任を確保するのが条例の立場である。

文書は存在しないが、実施機関は、本会議開催時刻が遅れた原因である3月10日各派代表者会議開催に至る情報（市側要請なのか、市議会議長独断なのか等）を把握しているのであるから、公開拒否決定をすることは不当であり、審査請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる情報について、条例の目的等にあるように、その情報を文書にして提供すべきである。

ウ 3月10日の議会運営委員会開催が遅れた理由が検証できる文書が不存在であることは認めるが、請求に係る行政文書が不存在であったとしても、実施機関は審査請求人が求める情報を事実として把握しているのであるから、当該情報を情報提供により審査請求人に提供すべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書によると、実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

審査請求人は審査請求理由の中で、(中略)「経過説明のみで、不存在の法根拠を示さず拒否することは違法に近く、条例第12条(理由付記等)第1項の「この場合において、当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならぬ。」に該当し、理由付記が不十分で瑕疵ある行政処分である。」と主張するが、審査請求人の求めているものは不存在であり、「藤沢市情報公開条例解釈運用基準」において、同条例第12条第1項の「行政文書の不存在の理由」についての解釈では、「公開請求に係る行政文書を実施機関の職員が作成していないため」とある。前述のとおり本件に係る決定通知書には、この解釈の趣旨に則った理由であり、審査請求人の主張には理由がなく、認容できるものではない。

また、審査請求人の(中略)「各派代表者会議開催理由(誰の判断か、どんな根拠規定によるのか等)を、実施機関は市民に説明する義務があり、市民は知る権利がある。故に、実施機関は、審査請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる情報について、あらためて公開する決定をすべきである。」と主張するが、各派代表者会議は、法令等に規定された市議会としての正式な会議ではなく、市議会議長の判断で、議会内の懸案事項や市政の諸課題などについて、自由闊達な意見交換、協議を行う場としての非公開の会議であるが、審査請求人は、決定通知前に、実施機関と協議をし、同年4月6日付けで「平成28年3月10日代表者会議会議録」を条例第29条の規定による行政文書情報提供申請を行い、実施機関は、同日付けで3月10日に開催された「各派代表者会議(臨時)」会議録の写しを提供したことから、審査請求人の主張には理由がなく、到底認容することはできない。

よって、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

##### (1) 本件対象文書について

審査請求人の本件請求は「2016年3月10日議会運営委員会開催が遅れた

理由が検証できる文書（会議録，議会事務局職員メモ，音声データ等）」の行政文書の公開を求めるというものである。

（２）本件処分について

ア 実施機関は，３月１０日の議会運営委員会については，当初午前９時３０分の開会を予定していたが，急遽，新聞報道について各派代表者会議を開催することとなったため，同会議終了後の午前１０時３０分に開会したものであり，議会運営委員会の開催時間の変更については，正副議長及び議会運営委員会の正副委員長と口頭で協議を行っているが，文書等の記録は作成しておらず不存在であるとして，本件処分を行った。

イ これに対し，審査請求人は，実施機関が決定通知書において示した拒否する理由は経過説明のみであり，不存在の法的根拠を示さず拒否することは違法に近く，条例第１２条第１項に定める理由付記が不十分であることから，瑕疵ある行政処分であると主張している。また，審査請求人は，決定通知書によれば，当日各派代表者会議が開催されており，議会事務局職員が職務として立会っているのであるから，本件請求が行われた際に審査請求人に説明すべきであると主張している。加えて，審査請求人は，実施機関は本会議開催を遅らせるまでの原因となった各派代表者会議開催理由を市民に説明する義務があり，審査請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる情報について，あらためて公開する決定をすべきであると主張している。

ウ さらに，審査請求人は，条例第１条において無形の情報に対しても公開を請求する権利が認められており，条例第２条及び第２９条においても，情報提供制度も含めた「情報の公開の総合的な推進」により，説明責任を確保することが条例の立場とされていると主張している。また，審査請求人は，実施機関は文書は存在しないが，本会議開催時刻が遅れた原因である３月１０日各派代表者会議開催に至る情報を把握しているのであるから，公開拒否決定をすることは不当であり，審査請求人が公開を求める趣旨と合致すると認められる情報について，条例の目的等にあるように，その情報を文書にして提供すべきであると主張している。

エ これに対して，実施機関によれば，審査請求人の求めている文書は作成しておらず不存在であり，本件に係る決定通知書には，その旨を付記しており，瑕疵ある行政処分とはいえない。

オ また，実施機関は，各派代表者会議は法令等に規定された市議会としての正式な会議ではなく，市議会議長の判断で，議会内の懸案事項や市政の諸課題などについて，自由闊達な意見交換，協議を行う場としての非公開の会議

であるが、審査請求人は、決定通知前に実施機関と協議をし、同年4月6日付けで「平成28年3月10日代表者会議会議録」について条例第29条の規定による行政文書情報提供申請を行い、実施機関は、同日付けで3月10日に開催された「各派代表者会議(臨時)」会議録の写しを情報提供しているとのことである。

カ 以上のことからすると、3月10日の議会運営委員会の開催時間の変更について、正副議長及び議会運営委員会の正副委員長と口頭で協議を行ったが、文書等の記録は作成しておらず不存在であるとする実施機関の主張については、不合理もしくは不自然な点はないものと認められる。

キ したがって、本件請求に対する行政文書は存在しないとする実施機関の処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2016. 3. 28	行政文書公開請求受付
4. 8	行政文書公開拒否決定処分
4. 11	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書を実施機関が受理
4. 18	実施機関から審査会へ諮問書の提出
4. 20	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
4. 28	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
4. 28	審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付
4. 28	審査会から審査請求人へ意見書の提出要請
5. 2	審査請求人から審査会へ意見書の提出
5. 9	審査請求人から審査会へ補充意見書の提出
5. 9	審査会から実施機関へ意見書及び補充意見書の写しの送付
6. 20	審査請求人から審査会へ補充意見書 2 の提出
6. 24	審査会から実施機関へ補充意見書 2 の写しの送付
6. 27	審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述
6. 27	審議
8. 22	答申

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏名	役職名等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

会長 職務代理者